

わがまち特例について（課税標準の特例）

地方税法の固定資産税に係る課税標準の特例及び税額の減額特例のうち、その一部において、特例割合を一定の範囲内で地方自治体が自主的に判断し、条例で決定できるようにする仕組み「地域決定型地方税制優遇措置（通称：わがまち特例）」が導入されています。

課税標準額の特例とは、地方税法第349条の3、附則第15条等に定める一定の用件を備えた固定資産税の課税標準額に一定の特例割合を乗じ、税負担の軽減を図るものです。名取市における「わがまち特例」の対象となる資産の固定資産税に係る課税標準の特例の軽減割合等は、次の表のとおりです。

わがまち特例が導入されている課税標準額の特例について（主なものだけ記載しています。）

特例対象資産	取得時期等の要件	適用期間	特例割合
汚水又は廃液の 処理施設	令和6年4月1日～令和8年3月31日までの間に 取得（償却資産） （既存の施設又は設備に代えて設置するものとし て政令で定めるものを除く）	定めなし	1/2
公共下水道の 除害施設	令和6年4月1日～令和8年3月31日までの間に 取得（償却資産） （既存の施設又は設備に代えて設置するものとし て政令で定めるものを除く）	定めなし	4/5
特定再生可能 エネルギー発電 設備（太陽光）	令和2年4月1日～令和8年3月31日までの間に 取得（償却資産） （自家消費型 1,000kw 未満、自家消費型 1,000kw 以上）	最初の 3年度分	2/3、3/4
家庭的保育事業	期限なし（家屋・償却資産） （事業の用以外の用に供されていないもの に限る） ※都市計画税の特例措置あり	定めなし	1/2
居宅訪問型 保育事業	期限なし（家屋・償却資産） （事業の用以外の用に供されていないもの に限る） ※都市計画税の特例措置あり	定めなし	1/2
事業所内 保育事業	期限なし（家屋・償却資産） （利用定員が5人以下であるものに限る） ※都市計画税の特例措置あり	定めなし	1/2